

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品及び携帯品の積卸場所」について、令和5年10月26日をもって下記のとおり変更するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

【変更前】

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場正門	宇部市大字小串1978の2	宇部興産株式会社第1号岸壁から同第3号岸壁けい留船と交通する者に限る。
宇部興産株式会社第5号岸壁に設置されたフェンスにあるNo.1、No.2、No.3、No.4及びセメント側出入口の各ゲート	宇部市大字小串沖の山1980	宇部興産株式会社第5号岸壁けい留船と交通する者に限る。
宇部興産株式会社第6号岸壁に設置されたフェンスにあるメインゲート口、サブゲート口、興産機械側出入口及びセメント側出入口の各ゲート	〃	宇部興産株式会社第6号岸壁けい留船と交通する者に限る。
宇部興産株式会社セメント西岸壁北東端から南西へ全長365メートルの間（ガントリークレーン軌条部分）の岸壁	宇部市大字小串1978の2	宇部興産株式会社セメント西岸壁けい留船と交通する者に限る。
株式会社宇部スチール正門	宇部市大字小串沖の山1978の19	宇部興産株式会社スチール岸壁けい留船と交通する者に限る。
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム岸壁（全長187メートル）	宇部市大字小串沖の山1978の10	宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム岸壁けい留船と交通する者に限る。

宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム栈橋	〃	宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム栈橋けい留船と交通する者に限る。
宇部興産株式会社西沖の山栈橋	宇部市大字西沖の山字西沖13の3	宇部興産株式会社西沖の山栈橋けい留船と交通する者に限る。

2 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
宇部興産株式会社第1号岸壁から同第3号岸壁まで (全長586メートル)	宇部市大字小串1978の2	
宇部興産株式会社第5号岸壁(全長220メートル)	宇部市大字小串沖の山1980	
宇部興産株式会社第6号岸壁(全長325メートル)	〃	宇部興産株式会社保税蔵置場及び同保税工場に搬出入する貨物に限る。
宇部興産株式会社セメント西岸壁北東端から南西へ365メートルの間(ガントリークレーン軌条部分)の岸壁	宇部市大字小串1978の2	〃
宇部興産株式会社スチール岸壁(全長120メートル)	宇部市大字小串沖の山1978の19	
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム岸壁(全長187メートル)	宇部市大字小串沖の山1978の10	宇部興産株式会社保税蔵置場及び同保税工場に搬出入する貨物に限る。
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム栈橋	〃	〃
宇部興産株式会社西沖の山栈橋	宇部市大字西沖の山字西沖13の3	宇部興産株式会社保税蔵置場及び同保税工場並びに太陽石油化学株式会社山ロステン工場保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
-----------	-------	-----

宇部興産株式会社第1号岸壁から同第3号岸壁まで (全長586メートル)	宇部市大字小串1978の2	宇部興産株式会社第1号岸壁から同第3号岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社第5号岸壁 (全長220メートル)	宇部市大字小串沖の山1980	宇部興産株式会社第5号岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社第6号岸壁 (全長325メートル)	〃	宇部興産株式会社第6号岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社セメント西岸壁北東端から南西へ365メートルの間 (ガントリークレーン軌条部分) の岸壁	宇部市大字小串1978の2	宇部興産株式会社セメント西岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社スチール岸壁 (全長120メートル)	宇部市大字小串沖の山1978の19	宇部興産株式会社スチール岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム岸壁 (全長187メートル)	宇部市大字小串沖の山1978の10	宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム栈橋	〃	宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム栈橋けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社西沖の山栈橋	宇部市大字西沖の山字西沖13の3	宇部興産株式会社西沖の山栈橋けい留船に積卸するものに限る。

【変更後】

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
UBE株式会社宇部ケミカル工場正門	宇部市大字小串1978の10	セメント1号岸壁、UBE2号岸壁から同3号岸壁及び宇部ケミカル工場東地区東岸壁けい留船と交通する者に限る。
セメント5号岸壁に設置されたフェンスにあるNo.1、No.2、No.3、No.4及びセメ	宇部市大字小串沖の山1980	セメント5号岸壁けい留船と交通する者に限る。

<p>ント側出入口の各ゲート</p> <p><u>沖の山6号岸壁に設置されたフェンスにあるメインゲート口、サブゲート口、UBEマシナリー株式会社側出入口及びセメント側出入口の各ゲート</u></p>	<p>〃</p>	<p><u>沖の山6号岸壁</u>けい留船と交通する者に限る。</p>
<p><u>セメント西1、2号岸壁北東端からセメント西3、4号物揚場南西へ全長365メートルの間（ガントリークレーン軌条部分）の岸壁</u></p>	<p>宇部市大字小串1978の63</p>	<p><u>セメント西1、2号岸壁及びセメント西3、4号物揚場</u>けい留船と交通する者に限る。</p>
<p>株式会社宇部スチール正門</p>	<p>宇部市大字小串沖の山1978の19</p>	<p><u>宇部スチール1号岸壁及び宇部スチール2号岸壁</u>けい留船と交通する者に限る。</p>
<p><u>UBE株式会社宇部ケミカル工場南門</u></p>	<p>宇部市大字小串沖の山1978の6</p>	<p><u>UBEラクタム1号岸壁</u>から同3号岸壁けい留船と交通する者に限る。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>セメント西沖の山栈橋前に設置されたフェンスに設けられたゲート</u></p>	<p>宇部市大字西沖の山字西沖13の3</p>	<p><u>セメント西沖の山栈橋No. 1、同栈橋No. 2</u>及び同栈橋西側けい留船と交通する者に限る。</p>

2 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
<p><u>セメント1号岸壁（全長188メートル）、UBE2号岸壁から同3号岸壁まで（全長301メートル）及び宇部ケミカル工場東地区東岸壁（全長100メートル）</u></p>	<p>宇部市大字小串1978の2、66、10、73、79</p>	
<p><u>セメント5号岸壁（全長220メートル）</u></p>	<p>宇部市大字小串沖の山1980</p>	
<p><u>沖の山6号岸壁（全長325メートル）</u></p>	<p>〃</p>	<p><u>UBE三菱セメント株式会社</u>保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。</p>
<p><u>セメント西1、2号岸壁北</u></p>	<p>宇部市大字小串1978の</p>	<p>〃</p>

東端からセメント西3、4号物揚場南西へ全長365メートルの間（ガントリークレーン軌条部分）の岸壁	63	
宇部スチール1号岸壁（全長150メートル）及び宇部スチール2号岸壁（全長91メートル）	宇部市大字小串沖の山1978の19	
UBEラクタム1号岸壁から同第3号岸壁（全長367メートル）	宇部市大字小串沖の山1978の6、104	UBE株式会社保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
削除	削除	削除
セメント西沖の山栈橋No. 1、同栈橋No. 2及び同栈橋西側	宇部市大字西沖の山字西沖13の3	UBE三菱セメント株式会社保税蔵置場及び太陽石油株式会社山口事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
セメント1号岸壁（全長188メートル）、UBE2号岸壁から同3号岸壁まで（全長301メートル）及び宇部ケミカル工場東地区東岸壁（全長100メートル）	宇部市大字小串1978の2、66、10、73、79	セメント1号岸壁、UBE2号岸壁から同3号岸壁及び宇部ケミカル工場東地区東岸壁けい留船に積卸するものに限る。
セメント5号岸壁（全長220メートル）	宇部市大字小串沖の山1980	セメント5号岸壁けい留船に積卸するものに限る。
沖の山6号岸壁（全長325メートル）	〃	沖の山6号岸壁けい留船に積卸するものに限る。
セメント西1、2号岸壁北東端からセメント西3、4号物揚場南西へ全長365メートルの間（ガントリークレーン軌条部分）の岸壁	宇部市大字小串1978の63	セメント西1、2号岸壁及びセメント西3、4号物揚場けい留船と交通する者に限る。
宇部スチール1号岸壁（全長150メートル）及び宇部スチール2号岸壁（全長91メートル）	宇部市大字小串沖の山1978の19	宇部スチール1号岸壁及び宇部スチール2号岸壁けい留船に積卸するものに限る。

<p><u>UBEラクタム1号岸壁から同第3号岸壁（全長367メートル）</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>セメント西沖の山栈橋No. 1、同栈橋No. 2及び同栈橋西側</u></p>	<p>宇部市大字小串沖の山1978の<u>6、104</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>宇部市大字西沖の山字西沖13の3</p>	<p><u>UBEラクタム1号岸壁から同3号岸壁</u>けい留船に積卸するものに限る。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>セメント西沖の山栈橋No. 1、同栈橋No. 2及び同栈橋西側</u>けい留船に積卸するものに限る。</p>
---	---	---

令和5年10月26日

下関税関支署長 林田 尚也